

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和4年3月

(令和5年9月一部改正)

多賀城市

目 次

ページ

第 1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	1
第 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	4
第 2 の 2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の 類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	6
第 3 第 2 及び第 2 の 2 に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	7
1 農業を担う者の確保及び育成の考え方.....	7
2 市町村が主体的に行う取組.....	7
3 関係機関との連携・役割分担の考え方.....	8
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提 供.....	8
第 4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その 他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	9
1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標.....	9
2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項.....	10
第 5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	11
1 法第 18 条第 1 項の協議の場の設置の方法、法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の 区域の基準その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業に関する事項.....	11
2 利用権設定等促進事業に関する事項.....	12
3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準 その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項.....	18
4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて 行う農作業の実施の促進に関する事項.....	22
5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項.....	22
第 6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項	24

第7 その他	2 4
別紙1 (第5の2(1)⑥関係)	2 5
別紙2 (第5の2(2)関係)	2 6

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 多賀城市（以下「市」という。）は、宮城県の東側に位置し、一部太平洋に接するとともに仙台市に隣接し、耕地は平坦で肥沃な沖積土壌で、気候は温暖、農業水利に恵まれ、稲作を主体とした土地利用型農業を展開してきた。近年、施設野菜・花きを導入した施設園芸の農業経営が展開されている。

市の農業構造については、昭和39年3月に新産業都市指定により、仙台塩釜港の背後地に工業団地の立地を契機として兼業化が進み、農業の担い手が減少しており、こうした中で農地の資産的保有傾向がより一層強まり、兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化はこれまで顕著な進展をみないまま推移してきたが、最近になって兼業農家の高齢化が進み、機械更新や世代交代等を契機に農地の流動化が進む可能性が高まっている。

平成23年3月に発生した東日本大震災においては、約74haの農地が津波浸水被害を受けたが、全て営農を再開している。

農業生産振興の基礎となる基盤整備については、平成25年4月15日に多賀城市ほ場整備推進委員会が設立され、10年後の本市の農業を見据え多賀城地区ほ場整備促進事業（以下「大区画ほ場整備事業」という。）を展開し、平成28年度から令和元年度までの期間で県営多賀城地区土地改良事業の面的工事が施行され、50aを基本とする区画へと整備されている。

2 市は、地域の農業構造の現状及びその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。

具体的な経営の指標は、宮城県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」及び優良な経営の事例を踏まえ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者並の生涯所得に相当する年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり400万円程度、主たる従事者に補助従事者1～2人を加えた1経営体当たり500～600万円程度）、年間労働時間（主たる農業従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を実現できるものとし、また、これらの経営が市農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

3 市は、今後一層の深刻化が予想される高齢化や担い手不足の解消を図りつつ、水稻中心の農業からの経営転換を推進するとともに、農家所得の向上による「魅力ある農業」を確立するため、具体策として次のような施策を展開していく。

(1) 施設園芸において高収益性の作物の導入と産地化を推進し、水稻と組み合わせたの複合経営としての発展に結びつくよう努める。

(2) 市、仙台農業協同組合（以下「JA仙台」という。）、多賀城市農業委員会（以下「農業委員会」という。）、宮城県仙台農業改良普及センター（以下「農業改良普及センター」という。）等で構成される多賀城市担い手育成総合支援協議会において営農指導体制を敷くとともに、経営規模の拡大や多角化等の六次産業化の取組を推進する。

(3) 農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営体の規模拡大に資するよう努める。

(4) 大区画ほ場整備事業において整備した農道及び用排水路等の適切な管理を行い、優良農地の維持・確保に努める。

(5) 農用地の有効活用や遊休防止を図るため、農用地利用集積を促進し流動化を図るとともに、本事業を進めるに当たっては、農地中間管理事業（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項）の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用実態に配慮して円滑な面的集積を推進する。

4 市は、将来の農業を担う若い農業経営者の意向、その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、意欲と能力のある担い手が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業、その他の措置を総合的に実施する。

(1) 望ましい経営を目指す農業者やその集団及びこれら周辺農家に対して、営農診断、地域及び営農の実態等に応じた営農改善方策の提示等の指導を農業改良普及センターの協力を受けつつ行い、各々の農業改善計画の自主的な作成や相互の連携が成されるよう図るとともに、効率的な農業経営の体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

(2) 市内の農業生産の重要な担い手である女性農業者については、積極的な地域農業への参加及び協力を促進する。

(3) 農業経営盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）については、各種支援措置が認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、関係機関、関係団体と協力して法人化を推進する。

(4) 農業経営改善計画の期間を了する認定農業者に対しては、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検と新たな計画の作成の指導等を重点的に行う。

5 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

市の過去5年間での新規就農者は1人であり、農業従事者の高齢化、後継者不足が深刻化している状況であるが、従来からの基幹作物である米・大豆・野菜等の生産量の維持・

拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、市は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農者を年間1万人から2万人に倍増するという新規就農者の確保・定着目標や宮城県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標年間160人とした農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な方針を鑑み、年間2人の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

市及びその周辺市町村の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者1人あたり1,800～2,000時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（2に示す効率的かつ安定的な農業経営の目標の5割程度の農業所得、すなわち主たる農業従事者1人あたり200万円程度、主たる従事者に補助従事者1～2人を加えた1経営体当たり250～300万円程度）を目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

(個別経営体)

営農類型	経営規模	農業所得 (単位:千円)	生産方式	経営管理の方法等
稲作 + 飼料用米 + 大豆作	水稲 5.0ha (自作地) (2.0ha) (借地) (3.0ha)	1,755	(水稲・飼料用米) 機械化一貫体系(一部RC活用) 水稲品種:ひとめぼれを中心とした組み合わせ 飼料用米品種:まなむすめ等の多収の一般品種	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制・休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○経営リスクに備える収入保険への加入 ○経営所得安定対策の対象となる経営体を想定しており、助成金の単価を基に試算している
	飼料用米 5.0ha (借地) (5.0ha)	1,935	一部に直播技術を導入 ほ場の集積	
	大豆 5.0ha	2,596	(大豆) 稲作機械の稼働率向上 大豆コンバイン 高効率利用 品種:ミヤギシロメ、タンレイ等	
		(合計) 6,286	* RC・・・ライスセンター	
稲作 + 露地野菜	水稲 8.0ha (自作地) (2.0ha) (借地) (6.0ha)	2,721	(水稲) 機械化一貫体系(一部RC活用) 水稲品種:ひとめぼれを中心とした組み合わせ 一部に直播技術を導入 ほ場の集積	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制・休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○経営リスクに備える収入保険への加入 ○経営所得安定対策の対象となる経営体を想定しており、助成金の単価を基に試算している
	ねぎ 露地栽培 2.0ha	2,684	(ねぎ) 冬まき・春まき栽培	
		(合計) 5,405		
稲作 + 味噌加工	水稲 7.0ha (自作地) (3.0ha) (借地) (4.0ha)	2,468	(水稲) 機械化一貫体系(一部RC活用) 水稲品種:ひとめぼれを中心とした組み合わせ 一部に直播技術を導入 ほ場の集積	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制・休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○経営リスクに備える収入保険への加入
	味噌 生産量 17t	2,992	(味噌加工) 米、大豆(購入)を原料とする仕込味噌の加工、販売、袋詰め、化粧樽等の販売形態	
		(合計) 5,460		
施設野菜 + 稲作	きゅうり 鉄骨ハウス 3,500㎡	4,469	(きゅうり) 促成栽培と抑制栽培の2作型	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制・休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○経営リスクに備える収入保険への加入
	水稲 2.0ha (自作地) (2.0ha)	562	(水稲) 機械化一貫体系(一部RC活用) 水稲品種:ひとめぼれを中心とした組み合わせ ほ場の集積	
		(合計) 5,031		
施設野菜	トマト 鉄骨ハウス 3,500㎡	5,452	(トマト) 促成栽培と抑制栽培の2作型	○営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○複式簿記記帳に基づく財務管理 ○生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○経営の展開方向に応じた販売管理 ○従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○家族経営協定及び就業規則による給料制・休日制等の実施、年金制度の適切な活用 ○経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○経営リスクに備える収入保険への加入
		(合計) 5,452		

営農類型	経営規模	農業所得 (単位:千円)	生産方式	経営管理の方法等
施設花き + 稲作	ばら 鉄骨ハウス 養液栽培 3,500㎡ 水稲 1.0ha (自作地) (1.0ha)	4,860 281 (合計) 5,141	(ばら) ロックウール冬切り型栽培 加温栽培、自動環境制御 (水稲) 機械化一貫体系(一部RC活用) 水稲品種:ひとめぼれを中心とした組み合わせ ほ場の集積	○ 営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○ 複式簿記記帳に基づく財務管理 ○ 生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○ 経営の展開方向に応じた販売管理 ○ 従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○ 家族経営協定及び就業規則による給料制・休日制 等の実施、年金制度の適切な活用 ○ 経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○ 経営リスクに備える収入保険への加入
施設花き + 稲作	花壇苗 鉄骨ハウス 2,000㎡ 水稲 5.0ha (自作地) (2.0ha) (借地) (3.0ha)	3,666 1,755 (合計) 5,421	(花壇苗) パンジー・サルビア等の栽培の組み合わせ (水稲) 機械化一貫体系(一部RC活用) 水稲品種:ひとめぼれを中心とした組み合わせ ほ場の集積	○ 営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○ 複式簿記記帳に基づく財務管理 ○ 生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○ 経営の展開方向に応じた販売管理 ○ 従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○ 家族経営協定及び就業規則による給料制・休日制 等の実施、年金制度の適切な活用 ○ 経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○ 経営リスクに備える収入保険への加入
施設花き + 稲作	洋ラン 鉄骨ハウス 2,000㎡ 水稲 2.0ha (自作地) (2.0ha)	4,704 562 (合計) 5,266	(洋ラン) バイオ技術の活用と新品種の育成と周年出荷 (水稲) 機械化一貫体系(一部RC活用) 水稲品種:ひとめぼれを中心とした組み合わせ ほ場の集積	○ 営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○ 複式簿記記帳に基づく財務管理 ○ 生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○ 経営の展開方向に応じた販売管理 ○ 従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○ 家族経営協定及び就業規則による給料制・休日制 等の実施、年金制度の適切な活用 ○ 経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○ 経営リスクに備える収入保険への加入
果樹	日本なし 露地栽培 1.5ha	5,177 (合計) 5,177	(日本なし) 品種:幸水、秀玉、あきづき、長十郎 一部無袋栽培	○ 営農・生活設計に基づく経営ビジョンの樹立 ○ 複式簿記記帳に基づく財務管理 ○ 生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○ 経営の展開方向に応じた販売管理 ○ 従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○ 家族経営協定及び就業規則による給料制・休日制 等の実施、年金制度の適切な活用 ○ 経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○ 経営リスクに備える収入保険への加入

(注) 個別経営体に係る営農類型ごとの農業経営の指標の労働力の算定については、主たる従事者1人、補助従事者1人～2人として所得を計算している。

(組織経営体)

営農類型	経営規模	農業所得 (単位:千円)	生産方式	経営管理の方法等
稲作 + 飼料用米 + 大豆作 主たる 従事者 4人	水稲 20.0ha (自作地) (5.0ha) (借地) (15.0ha) 飼料用米 15.0ha (借地) (15.0ha) 大豆 15.0ha	5,327 5,879 6,016 (合計) 17,222	構成員3戸の組織経営体 (水稲・飼料用米) 機械化一貫体系 水稲品種:ひとめぼれを中心とした組み合わせ 飼料用米品種:まなむすめ等の多収の一般 品種 低農薬栽培技術導入 一部に直播技術を導入 ほ場の集積 (大豆) 集団転作を一括請負	[農地所有適格法人] ○ 構成員が共有する経営ビジョンの樹立 ○ 複式簿記記帳に基づく財務管理 ○ 会計ソフト等を活用した管理による経営のデータ化 ○ 生産技術の経営的評価に基づく生産管理 ○ 経営の展開方向に応じた販売管理 ○ 特にマーケティングを意識した生産・販売対策 ○ 従事者の健康と作業性に考慮した労働管理 ○ 就業規則による給料制・休日制等の実施 ○ 経営形態に応じた労災・雇用保険の加入 ○ 経営リスクに備える収入保険への加入 ○ 経営所得安定対策の対象となる経営体を想定し ており、助成金の単価を基に試算している

(注) 組織経営体とは、複数の個人又は世帯が、共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体としている。

**第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の
類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標**

第1の5(2)に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法等	農業従事の様態等
稲作 + 施設野菜 + 露地野菜	<作付面積等> 水稲 0.7ha 野菜 0.5ha ビニールハウス 2棟	<機械施設設備等> トラクター (30PS) 1台 軽トラック 1台 田植機 1台 ビニールハウス 2棟	○施設野菜を組み合わせた複合経営 ○青色申告の実施 ○パソコンによる経営計画、労務、財務、 ほ場管理 ○市場動向に的確に対応した計画的生産 及び販売	<家族労働力> ○主たる従事者 1人 ○補助従事者 1人
稲作 + 施設野菜	<作付面積等> 水稲 0.5ha トマト・キュウリ・ 軟弱野菜 鉄骨ハウス 2,000㎡	<機械施設設備等> トラクター (22PS) 1台 軽トラック 1台 田植機 1台 動力噴霧器 1台 鉄骨ハウス 2,000㎡	○青色申告の実施 ○高収益野菜に特化して所得を確保 ○パソコンによる経営計画、労務、財務、 ほ場管理 ○農機具の共同利用、労働力支援組織 の活用	<家族労働力> ○主たる従事者 1人 ○補助従事者 2人

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業を担う者の確保及び育成の考え方

本市の優れた品質の農畜産物を安定的に生産するとともに、魅力ある農村及び地域社会を維持し、本市農業が持続的に発展していくためには、生産性と収益性が高く、持続的な発展性を有する効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、新規就農者などの次世代の農業を担う人材や中小・家族経営体など、経営形態に関わらず幅広い人材を確保し育成していく必要がある。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の就農を促進するため、これらの青年等に対する就農情報の提供、農地・農業用機械の取得や生活支援などの受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

更に、農業従事者の安定確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、高齢者及び非農家等の労働力の活用等に取り組む。

加えて、本市農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力を発信するとともに、雇用されて農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 市が主体的に行う取組

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

ア 受入環境の整備

市は、宮城県農業経営・就農支援センター、農業改良普及センター、JA仙台等と連携し、就農相談窓口を設置し、就農希望者に対し、市内での就農に向けた情報（研修、空き家に関する情報等）の提供を行う。また、市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受入れなど、受入環境の整備を行う。

イ 中長期的な取組

生徒・学生が農業に興味関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関や多賀城市担い手育成総合支援協議会と連携し、農業技術の習熟度に応じた取組を実施する。具体的には、農業体験事業を実施することで、農業に関する知見を広められるようにする。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の定着に向けた取組

市が主体となって宮城県農業大学校や農業改良普及センター、J A 仙台、農業委員会等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容等の就農前後のフォローアップを行い、関係機関と情報共有し、面接や経営相談を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、経営をサポートする。

また、新規就農者が地域内で孤立することのないよう、地域計画の作成・見直しの話し合いを通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。

(3) 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の地域計画との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、経営体育成支援事業等の国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、5年後を目処に引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

3 関係機関との連携・役割分担の考え方

就農に向けた情報提供及び就農相談については宮城県農業経営・就農支援センター等、技術や経営ノウハウについての習得については農業改良普及センター、J A 仙台等、就農後の営農指導等フォローアップについては農業改良普及センター、J A 仙台等、認定農業者や指導農業士等、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構等、各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

市は、地域農業推進協議会及びJ A 仙台と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県及び宮城県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。農業を担う者の確保のため、J A 仙台等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、市の区域内において後継者がいない場合は、県及び宮城県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう宮城県農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標
第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標は次のとおりである。

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の集積割合目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の集積割合目標	備 考
70%	

- 効率的かつ安定的な農業経営を営む者における面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営のため、農地中間管理事業等の活用により、経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

- (注) 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者とは、農林水産省による「担い手の農地利用集積状況調査」の定義に基づき、以下の経営体とする。

- (1) 認定農業者
- (2) 基本構想水準到達者
- (3) 集落営農経営（特定農業団体、集落営農組織〔特定農業団体、複数の農業者により構成され、共同販売経理をする農作業受託組織〕）
- (4) 認定新規就農者

- 2 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積」は、(注) 1の経営体が営農する次の農用地の面積とする。

- (1) 自己所有地
- (2) 借入地
- (3) 特定農作業受託地（農作業を受託することを約した契約のうち、受託者が農産物の生産をするために必要となる次の基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものをいう。①稲については、耕起・代掻き、田植及び収穫・脱穀。②麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫。③その他の作物にあつては、①又は②に準ずる作業。）

- 3 目標年次は令和12年度末とする。

2 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標を達成するため、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域の農用地の利用集積の対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営を営む者への農地の利用集積の取組を促進する。

その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域計画の策定を通じ、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図りつつ、年度ごとに、農用地利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

○ 農業構造の指標

農業経営改善計画の認定経営者数	区 分		令和12年
	経営体数		50 経営体
	個別経営体		45 経営体
	組織経営体		5 経営体

区 分		令和12年	集積率
耕地面積		322ha	70%
経営体への集積面積		225ha	
田		299ha	70%
経営体への集積面積		209ha	
畑		23ha	70%
経営体への集積面積		16ha	

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

市は、宮城県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項」に定められた方向に則しつつ、市農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の開催時期については、幅広い農業者の参画を図るため、基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、インターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。参加者については、農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、JA仙台、農地中間管理機構の地域コーディネーター、県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うこととする。協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を農政担当課に設置する。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定する。

市は、地域計画の策定に当たって、県、農業委員会、農地中間管理機構、JA仙台等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 個人、農地所有適格法人の要件

耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地の要件

農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては、(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 農業用施設用地の要件

農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができることと認められること。

② 農用地の要件の特例

農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合等が利用権設定等を受ける場合の要件

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後に行う農作業に常時従事すると認められない者の要件

利用権の設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合、農業協同組合連合会その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）（以下、「政令」という。）第5条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員等の要件

農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ その他の要件

①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定

農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び同法第72条の10第1項第2号の事業を併せて行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 開発事業計画の提出

市は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画の提出を求める。

② 開発事業計画の要件及び農用地利用集積計画の手続き

市は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① 市は、法第6条の規定による基本構想の同意後必要があると認めるときは、遅滞なく農用地利用集積計画を定める。

② 市は、利用権設定等促進事業に関する事項についての申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用

集積計画を定める。

- ③ 市は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の30日前までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 農業委員会による農用地利用集積計画の策定要請

農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整を行ったときは、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 土地改良区の申出

市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農業協同組合の申出

農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ 申出の時期

②から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 市は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

- ② 市は、(5)の②から③の規定による、農用地利用改善団体、農業協同組合等からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

- ③ ①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等を行おうとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払いの方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあつては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び（現物出資に伴い付与される持分を含む。）その支払い（持分の付与を含む。）の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
- ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
- イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農地法（昭和27年法律第229号）第6条の2で定めるところにより、権利の設定を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた

農用地の利用状況について農業委員会に報告しなければならない旨

ウ その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項

(ア) 農用地を明渡す際の原状回復の義務を負う者

(イ) 原状回復の費用の負担者

(ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め

(エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め

(オ) その他撤退した場合の混乱を防止するための事項

⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

- ① 市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めによるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を構はずべきことを勧告することができるものとする。
 - ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
 - イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。
 - ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。
- ② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号の係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取り消すものとする。
 - ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。
 - イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。
- ③ 市は、②の規定による取消しをしたときは農用地利用集積計画を取り消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を公告する。
- ④ 市が、③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借権又は使用貸借が解除されたものとみなす。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、JA仙台又は農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

ただし、ひとまとまりの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障のない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用規程の申請事項

農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地利用の集積目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 留意点

農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① 地域の農業組織等の農用地利用規程の認定

(2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第6-1号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 規程の認定及び要件

市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条

第1項の規程に基づき認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 認定に伴う公告

市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④ 規程の変更

①から③までの規程は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① 規程における特定農業法人又は特定農業団体の認定

(5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認められるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど政令第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② 規程の認定事項

①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地利用の集積目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 規程の要件と認定

市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の

申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申し出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ 特定農業法人における規程の取扱い

②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勸奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勸奨することができる。

② ①の勸奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、助言

① 指導・助言の徹底

市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導、助言に努める。

② 関係団体との連携

市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、農業改良普及センター、農業委員会、J A仙台、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体による総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

地域計画の実現に当たっては、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業委員会、農地中間管理機構、J A仙台その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓発

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

キ 農業支援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進

ク 地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知

(2) 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業委員会、農地中間管理機構、J A仙台は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

市は、第5の1から4までに掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 市は、大区画ほ場整備事業において整備した農道及び用排水路等の適切な管理を行

うとともに、野菜集出荷施設等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

イ 市は、農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営体の育成に資するよう努める。

ウ 市は、地域水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって水稻、転作を通ずる望ましい農業経営体の育成を図ることとする。土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 市は、地域の農業の振興に関するその他の施策を行うに当たっては、農業経営基盤強化の円滑な促進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

市は、J A仙台、農業委員会、農業改良普及センター、農用地利用改善団体、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2、第2の2の指標で示される効率的かつ安定的な農業経営体の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。また、このような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な農業経営体の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、J A仙台は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により宮城県の農地中間管理機構に指定されたみやぎ農業振興公社は、宮城県が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」第6に定められた事業を行う。

本市において、農地中間管理機構が特例事業を行う際は、多賀城市農業振興地域整備計画の内容に則して適正かつ円滑に特例事業が行われることとし、市は農地中間管理機構、J A仙台、農業委員会、農業改良普及センター等関係機関・団体との協調に努める。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成12年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成15年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成18年8月22日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成22年4月23日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年3月12日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成26年9月29日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、平成28年7月20日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、令和5年9月29日から施行する。

別紙1（第5の2(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）、農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・法第18条第3項第2号イに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

(2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

(3) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農業施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙 2 (第 5 の 2 (2)関係)

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は3年（農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でない認められる場合には、3年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条第1項の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の金額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかなを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定（又は移転）を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
Iの①に同じ	<ol style="list-style-type: none"> 1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。 2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。 3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。 	Iの③に同じ。	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
Iの①に同じ。	<p>1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定に当たって、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。</p>	Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常の取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。